

平成 2 0 年 2 月 2 7 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 2 0 年第 4 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

## 平成20年第4回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成20年2月27日(木)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時55分
  
- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)
  
- 3 出席委員 古木光義 牧野征夫  
中村祐治 宮田由香  
大澤祥一  
署名委員 牧野征夫
  
- 4 説明のため出席した者の職氏名  
教育長 大澤 祥一 教育部長 高橋 眞二  
総務課長 渡邊 博 学務課長 島田 文直  
指導課長 樋口 豊隆 指導主事 浅野 正道  
学校給食課長 石井 雅隆 生涯学習推進センター長 五十嵐 敏行  
体育課長 田中 博 図書館長 藤田 力
  
- 5 会議に出席した事務局の職員  
総務課庶務係 小林 健司 鈴木 啓史

## 案 件

### 1 協議

- ( 1 ) 平成 20 年 5 月の連休における図書館の開館・休館について
- ( 2 ) 図書館の見直し方針について

### 2 報告

- ( 1 ) 立川市教育委員会の教育目標の文言の一部修正について
- ( 2 ) 学校施設のアスベスト対応について
- ( 3 ) 平成 20 年度食教育年間指導計画について
- ( 4 ) 食教育支援指導に係る学校給食課指針について
- ( 5 ) 第 27 回立川・昭島マラソン大会について
- ( 6 ) 保存本検討会報告について

### 3 その他

## 平成20年第4回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年2月27日

教育委員会会議室

### 1 協議

- (1) 平成20年5月の連休における図書館の開館・休館について
- (2) 図書館の見直し方針について

### 2 報告

- (1) 立川市教育委員会の教育目標の文言の一部修正について
- (2) 学校施設のアスベスト対応について
- (3) 平成20年度食教育年間指導計画について
- (4) 食教育支援指導に係る学校給食課指針について
- (5) 第27回立川・昭島マラソン大会について
- (6) 保存本検討会報告について

### 3 その他

### 開会の辞

**古木委員長** 皆さん、こんにちは。ただいまより、平成20年第4回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員に牧野委員、お願いいたします。

本日の案件は、協議2件、報告6件、その他1件でございます。

### 協 議

#### (1)平成20年5月の連休における図書館の開館・休館について

**古木委員長** それでは、早速協議に入らせていただきます。

協議の1番、平成20年5月の連休における図書館の開館・休館につきまして、藤田図書館長よりご説明をお願いします。

**藤田図書館長** 平成20年5月の連休における開館・休館について、ご協議をお願いします。

平成20年5月3、4、5、6、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、振替休日になります。が、連休になっており、図書館条例第6条に休館日を定めてありますが、月曜日が休日に当たるときは、その翌日としてあります。しかし、5月6日は祝日ではなく振替休日ということになっておりまして、条例上これを定めてございません。そこで、今年、5月の連休だけが振替休日という形になりますので、お手元の資料の図書館条例第6条の「ただし、委員会が特に必要があると認めたとき」という条項を適用して、翌日の7日を休館といたしたいと思っておりますので、ご協議お願いいたします。

**古木委員長** ただいま、藤田図書館長より提案理由の説明がございました。参考資料といたしまして、既に図書館条例の配付が行われております。その第6条の規定によりましての休館手続の件でございます。

本件につきまして、ご意見のある方のご発言を求めますが、特にございませんか。

〔「結構です」との声あり〕

**古木委員長** 異議なしと認め、協議の第1番は、提案どおり承認いたしました。

### 協 議

#### (2)図書館の見直し方針について

**古木委員長** それでは、協議の2番、図書館の見直し方針につきまして、藤田図書館長より説明をお願いいたします。

**藤田図書館長** それでは、図書館の見直し方針について、簡単にご説明させていただきます。

その前に、この資料につきましては、まだ議会の方に提示してございませんので、この会議が終了後、回収させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4ページをご覧くださいと思います。4ページには、立川市の図書館につい

ては、人口 15 万人以上 20 万人未満の全国の自治体 39 市区の中でも上位の水準にあると示されてあります。

それから、5 ページをご覧ください。利用者、特に有職者からは、平日・夜間の開館延長を望む声が少なくない中、現状では対応し切れていません。また、開館日の拡大を望む声にも同様に対応し切れていません。中央図書館及び地区図書館を平日 2 時間延長した場合、1 日当たりの人件費は、中央図書館では 4 万 2,900 円、地区図書館 8 館で 6 万 2,880 円と推計され、年間開館日数を 290 日とした場合は、中央図書館で 1,244 万 1,000 円、地区図書館 8 館で 1,823 万 5,000 円の増となります。図書館全館の 18 年度行政コストは 12 億 6,000 万円。このうち人件費が 6 億 1,000 万円でコスト総額の 48% を占めています。今後、図書館に求められる役割はますます重要となっていきますが、図書館に係る行政コストは、ほとんどが市税と一般財源であり、限られた財源で持続可能な生涯学習を実現するために、コスト意識を徹底し、図書館のスリム化と効率化を進めなければなりません。

8 ページをご覧ください。図書館の管理運営について、大きく 2 つの方法があります。1 つは、市による直接的な管理です。現在、市立図書館は直接的な管理を行っていますが、一部事業について委託しているものがあります。また、正規職員のかわりに市民嘱託を採用する市民嘱託方式もありますが、正規職員と比べ、業務範囲が限定的にならざるを得ないこと、雇用規則上、1 年と短いながらも、雇用が事実上継続すること等を勘案すれば、コスト面、サービス面からもこれを積極的に採用する理由は見当たらないと考えます。

もう一つは、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする指定管理者による管理です。現在、公立図書館への指定管理者制度を導入又は導入しようとしている図書館は、全体の 5% 弱ですが、確実に拡大基調にあります。

11 ページをご覧ください。施設が十分に利用されていると言い難いのは、柔軟なかつ経営的視点を持った運営をすることを困難にしている現行の直営体制と不可分の問題であり、現行の管理運営主体は見直す必要があります。また、財政支出が適正かどうかについては、適正とは言い難く、貸出冊数 1 冊当たりのコストが 753 円となっているなど、市民の理解を得ることは困難な状況にあります。

「本市の指定管理者導入ガイドライン基本編」は、直営で管理している公の施設については、サービスの内容、人員配置及び運営経費等を勘案しつつ、制度の効果が十分発揮できる施設については指定管理者制度の導入を図ることとしております。

制度が導入するに当たっては、サービスの質の維持向上が期待できるか、コストの削減ができるかどうかを検討する必要があります。民間事業者任せることによって、サービスの維持向上、コスト削減が図られるかですが、開館時間、開館日の拡大を協定書に盛り込むことや、試算などからも、コストが削減できるとされております。施設が提供するサービスの専門性や特殊性など、民間事業者の運営が可能かどうかについても、制度を導入した他市区町村の図書館の例からも可能と判断されます。

14 ページをご覧ください。結論として、行政自らが執行しなければならないと考えられる

行政固有の業務については、中央図書館が担う形をとり、第1段階として、全地区図書館に指定管理者制度を導入いたします。第2段階として、地区図書館に導入した指定管理者制度について、モニタリング、評価を実施し、検証を行った上で、中央図書館への導入を目指すことといたします。導入した場合のメリットとして、利便性の向上、民間ノウハウの活用、コスト削減、事業者の創意工夫によるサービスの質の維持向上など。また、リスクについては、個人情報をいかに保護するか、責任の所在が不明確になる部分などが考えられますが、個人情報保護の徹底については、条例において義務規定が設けてあり、また、責任の所在については、リスクをできる限り明確化した上で協議を締結するとともに、サービスが安定的継続的に提供されるかどうか、評価等、モニタリング評価を実施することによって払拭できるものと考えられます。

導入に伴う課題につきましては、行政固有の業務の明確化、図書館業務に適した団体の選定、図書館業務の継続性の確保については、庁内プロジェクトにより検討し、先行事例の検証を行います。

また、司書職採用の職員につきましては、一般事務職への異動を希望しない者については、第1段階では中央図書館に配置し、第2段階では、職種転換が必要な場合には、理解と協力を求めます。

17ページをご覧ください。最後は、全地区図書館へ指定管理者制度を導入する基本ステップを示してあります。

以上でございます。ご協議をよろしく申し上げます。

**古木委員長** ご説明ありがとうございました。既にこの資料はお送りしてございましたので、お目通しと思いますが、本件につきましては、過去の定例会後の意見交換会等で何度も意見交換をしております。そういう中で指定管理者制度に移行するという点に関して、いろいろと専門的な分野からご要望とかご批判とかございましたら、どうぞ挙手をしてご発言いただきたいと思います。大澤教育長。

**大澤教育長** 参考までに聞くんですけども、指定管理者を導入している先進都市でコストというのが出ているところはあるですか。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 今、手元に資料がないんですが、数字の出ているところはあると認識しております。

**古木委員長** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

ほかにご意見はございませんか。牧野委員。

**牧野委員** 本来、図書館というのは専門性があって、司書資格という資格を持った方々がそれぞれ分野に当たって、そして運営をしているという、図書館法等によつての課題がありますけれども、それは別にして、立川市がどうしても指定管理者にしなければいけないという理由を再度お聞きしたいと思います。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 今、館長の方から説明したように、この見直し方針の方にも書かれておりますけれども、市民サービスの向上、この辺の部分では、今求められていることは、開館時間、開館日の延長、拡大というんでしょうか、そうした状況のサービスを展開することが切に求められている状況でございます。今ここでもお示したように、2時間延長するということで考えても、3,000万ほどのコストがかかってくるという状況の中で、現状の体制の中で、図書館サービスをこれ以上向上させていくということは、そのコストの部分を考えますと、非常に難しい状況であるということから、また、同時に、市民サービスの部分では、新聞報道等でもよく言われておりますように、電子図書、ウェブ図書などの情報関係のサービスとか、あるいは高齢者との関係、地域との関係、サービスが非常に多岐にわたって、ニーズが高くなっております。

そういう状況からすると、現状の体制で、そうしたサービスを一つ一つ行っていくということは非常に難しい。そうなりますと、サービスの維持、そして向上というものを図るためには、一定の考え方で、ある程度の民間に委託できるものはしていくという状況は避けて通れないだろうと考えております。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** そうすると、市民力をつける、市民の文化的な知識等の向上を図る上で、どうしても市民からの要求される時間の問題とか、図書購入を含めて、あらゆる面で市民の中から要求されるものをもしやっていったとすれば、かなりの財政的な部分で負担がかかり過ぎて、行革の中でやっていく上には困難であるということが考えられているわけですね。その中で、少しでもその質を落とさないようにしながらも、さらにやっていくためには、どうしてもこういう指定管理者制度の導入が必要であるという考え方でいいですか。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** おっしゃるとおりでございます。同時に、地域人材の活用ということが一つ課題になってくるだろうと思っておりますけれども、現在、地域人材という部分では、図書館の場合には専門性を要求される部分がありますが、専門性の部分でも、図書館司書というのは、全国で毎年1万人ほど生まれているという状況でございます。ただ、その中で図書館業務に関わる方々は70人というような数字も出ておまして、残りの9,930人の方々は、なかなか図書館につけないという現状もございます。地域の方の人材というものも大いに活用していくということは、今申し上げたコストの理由に加えて、こうした地域人材の活用ということもこの理由の一つになってくるだろうと考えております。

**古木委員長** いかがでしょうか。牧野委員。

**牧野委員** 図書館で指定管理者というのはそぐわないと私自身は思っていますけれども、ただ、行革の中の一端としてのものであれば、今、市の方で考えている地区館の中の指定管理者。中央は指定管理者導入については私は絶対反対なんです。なぜかという、中央をベースにしながら、地区館が万が一指定管理になったとしても、それらを行政がきちっと指導できるような体制づくり。それによって、市民力と言われるものを落とさないようにしていく



のが大事なことだろうと思うんですね。ですから、ある程度の指定管理者を、どういう言葉で言ったらいいかよくわかりませんが、何館かの中で試行しながら、8館を全部やってしまうとか、そういう順序的に順次やっていくという方法も考えられるのかな。一斉にやるということは、かなりの困難さがあるのではないかと思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 今、図書館に指定管理者導入がそぐわないのではないかとご質問でございますけれども、ある意味では、多分行政固有の図書館業務というのが残ってくるんだろうと思っています。それは、図書の収集とかそうした部分に関しては、行政の固有のものとして残ってくるだろう。こういうような部分は中央図書館で行政が責任を持ってやっていくべきだろうというご指摘のように受けとめたんですが、その辺の部分では、これから、今回は第1段階としての地区館への導入を考えておりますので、十分その辺は検証していきたいと思っています。

また同時に、地区館の導入もさらに段階的ということでは考えられないかということもございますけれども、要は、これからどういう図書館をつくっていくかということに関わってくると思うんですが、その状況によっては、そうしたこともあり得るだろうと考えています。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 今最初に言った中では、図書館がそぐわないというのは、税の問題が絡んでくると思うんですね。あるいは市民が払う税によって、もしくは国税によって得られた大事な財産、これを行政である者がきちんと保管管理するというのは当然のことですよね。そういう面でも考えたんですけども、それも保有するためには、中央図書館という一つの行政の組織を生かせるような場所というのを最終的にはつくっておかないと、それはできないだろうな。中央から地区館へ、もしくは地区館から中央へという流れが多分あるんですけども、でも、やはり中央は中央としての管理があって、また、本の管理だけではなくて、地区館の指定管理をやる方々への指導もしていく。それによって住民サービスを強化していくということが必要であろうと思って話をしたんですけども、その辺のところは大丈夫であれば、また考えていかなければいけないかなと思っています。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 図書一点一点が公共の財産でありますので、市民の税金からそれを使わせていただいているわけですので、これをきちっと守っていくという状況は、今までもそうですが、これからはもっとしっかりとやっていかなければいけないだろうと考えております。

ただ、指定管理者を導入すると全部公共財産も指定管理者のもとになってしまうということではなくて、あくまでも行政は最終的な責任はいつも持っているということでは変わらないので、この辺の部分では指定管理者に導入を図ったとしても、その辺は市民のご理解をいただけるだろうと考えております。

**古木委員長** 中村委員。

**中村委員** 行政固有のサービスを維持しつつ、メリットとリスクという先ほどのお話でしたね。そうすると、指定管理者ということで、問題は、メリットもリスクも、依頼する仕様書いかんによって、これが本当にメリットなのか、リスクなのかということが明らかになってくる。まだこれは我々が考えた、もちろん先例都市その他を調査なされた上でしょうけれども、ですから、具体的な仕様書の形が見えてくると、もっとすっきりしてくるとは考えるんですが、その点はいかがでしょうか。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** おっしゃるとおりでございます。さきの教育委員会の後から、杉並区の区立図書館と千代田区立の図書館を視察に行っておりまして、そこで、今、仕様書に当たるものとして、図書館に関する業務要求水準書というのを手に入れておりますので、後ほど委員の皆様にはご配付申し上げたいと思います。かなり具体的にきちっと書いてありまして、区によっても温度差といいますか、差があることはありますが、メリット、あるいはリスク対応、この辺のところはしっかりと書かれているなと思いますので、書類を見た限りでは、重々大丈夫であろうと判断できる状況です。

**古木委員長** 中村委員。

**中村委員** 書類を見た段階プラス実際の評価、検証はなされたわけですか。書類上だけではなくて具体的業務によって。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 検証ということまで言えるかどうかというのはまだ問題がありまして、るる状況、労働条件とか、図書館に指定管理者を入れた場合の一番大きな問題点としては、職員の労務管理の問題、それによって生じる質の低下、この辺のところは指定管理者導入の大きな課題点なんです。この辺について、今申し上げた杉並区の図書館にも問い合わせをして、職員からいろいろ話を聞いた限りでの状況は把握しております。

ただ、しかし、検証というのは、多分指定管理者導入のいい面、悪い面の結果も、杉並の場合には3年なんです。おおむね指定管理者を3年から5年で契約を結んでいますので、結果が出てくるのはもうちょっと先なのかなと思っています。

ただ、現段階で見た限りでは、コストの部分も十分に現状のコストが2分の1から3分の1に近い状況というようなコストの部分もあります。働いている人たちにも何人が当たったんですが、非常に気持ちよく働いているというような状況はあります。ただ、これは表の部分といいますか、まだ本音の部分での情報収集されていない部分がございますので、この辺ではこれからよく検証していきたいと考えております。

**古木委員長** 中村委員、よろしいですか。

**中村委員** はい。

**古木委員長** 牧野委員、追加がありますか。

**牧野委員** 指定管理者に、例えばNPOですとかさまざまな方々が手を挙げられると思うんですね。そうなったときに、指定管理者の中で、仕様書の出し方によっては、リスクは上が

らないという部分も出てくるのかな。そうしたときに、リスクが上がっている状態の自治体には、大変サービスはいいかもわからないけれども、リスクが上がらなくなった時点で、サービスが悪くなるということが万が一、こんなはないと思いますけれども、あり得るだろうな。そうしたときに、例えば3年とか5年とか2年とかという契約期間を破棄するというのは、いろいろな仕様書の作りだとかがありますから何とも言えませんけれども、そういうようなものも入れていくような形で、今話す問題だろうと思いませんけれども、そこまである程度考えて、サービス水準を落とさないというのが最大原則だろうと思いますので、今の中村委員の話じゃないけれども、かなりその辺まで見越していらっしゃるかどうかが。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** いわゆるリスクというものもそうですし、また同時に、多分事業者が民間の株式会社なり営業を主とする団体が、手を挙げてくるというような状況、もちろんそれを想定しているわけですが、確かにそこが一般論としてそぐわないのではないかということの大きな課題点になるわけですが、将来的には、本当の営利追求団体がこれを獲得するという状況はあってはならないことだろうと思っています。ある程度NPO的な団体の成長をこれから待たなければいけないだろうと思っていますので、そうした状況を踏まえて、私どもも理念の部分では考えていきたいと思っています。

そうしたときに、今、水準書をもってリスク対応を図るというふうにしておりますけれども、同時に、3年なり5年という委託契約を結ぶにしても、その段階では協定書を指定管理者が決まった段階で結んでいきます。その協定書を結ぶ中で、区によっては状況が違うところがあるんだらうと思いますけれども、いわゆる1年更新で、1年ごとにその協定書の見直しを図るという状況も考えられますので、まず、問題点、リスク等が改めて発見されたときには、その段階で変えられると。また、同時に、途中でも問題が生じたときには、当然のことながらそういう契約書を結ぶことも可能だろうと考えています。サービスの水準については落とさないという状況は確保したいと思います。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** もう一つ心配は、プライバシーの問題があるだろうと思いますね。個人のさまざまな情報というか、住所氏名が入るカードの保存もしているわけですから、プライバシー保護という面での一面を民間なりNPOという業者にいった場合への心配。どこまできちんとしたプライバシー保護ができるのかどうかという問題をどう考えていらっしゃるのか。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** これは基本的に個人情報保護条例という部分もありまして、市としての姿勢はきちんとかたまっていますので、この考え方を、この条例は指定管理者にも生きてきますので、守秘義務の部分もそうですが、全部生きてきます。それは、きちっとした形で結ぶつもりでありますので、もしその辺での情報漏洩の問題が生じるとすれば、私どものやり方自身が、そもそも直営と同じ状況にしたいとは思っております。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** リスクがきちっと回避されるのか、現在の市民サービスというものはちゃんと継続できるのか、水準アップができるのか、その辺のことがこれを議論する中で大きなポイントなんだろうと思うんですね。そのときに議論を深めるというなら、一つは、先ほどお話があったけれども、先進市の業務要求水準書、これは先進的にやっているところについては、いろいろな心配について、それを回避できるような水準書をつくっております。それを守らせれば、これは大丈夫であるということで、結構慎重につくられていますので、この見直し方針の当教育委員会での協議というのは今日で終わりではありませんので、これからも引き続いてやりますので、もし議論を深めるなり、不安を回避するなり、先進市はこうやっているのかと、こういうふうにやれば、この辺のリスクというのは回避できるのではないかということの一つの参考として、今日終わった段階で、先進市の名前をどこまで出せるかどうかはありますけれども、参考のような形でお渡しして研究していただくと。さらに議論を深めてもらうのがいいかなという感じがします。

要するに、いろいろと言われているように、指定管理をしたときに、職員というものが非常勤だとか非常に身分が不安定な職員で構成されている。したがって、そのことによって労働条件が非常に悪いので、市民サービスにも影響してくるのではないかという問題だとか、それから、個人情報の問題であるとか、いろいろな部分について、先進市がそこを防ぐ、回避しようということ水準書をつくっているような例がありますので、今日、終わった段階でお渡しして、次回に出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**古木委員長** 中村委員。

**中村委員** なるべく少ない行政費用で市民サービスをしていくということは、行政として当然です。ただ、不安とかリスクに対してはきちんと対応しておくべきでしょう。ですから、そういう点では大澤委員がおっしゃった協定書を明らかにして、心配を払拭していくとともに、もう一つは、その先のモニタリングですよ。これもある程度見えるようにしておかないと、不安を払拭することができないかなという感じがするんですね。どういうモニタリングをして、その場合に、こういうことが起きた場合には、例えば途中で解約するとか、改善を申し入れるとかというフローチャートみたいなものをしっかりして、心配、リスクを払拭していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** おっしゃるとおりでございます。モニタリング、評価の部分では、先ほども申し上げましたように、指定管理者の歴史は浅うございまして、おおむね今後出てくる状況がありますので、私どももその辺の動きを、現段階ではモニタリングの資料、評価の資料というのはまだ入手していないんですが、今後、3年経過するところが続々出てきますので、その辺の状況を資料を集めながら、よりよいモニタリング評価のありようを今後もつくっていきたいと思っております。

**古木委員長** ありがとうございます。宮田委員、特によろしいですか。

1つお伺いしたいんですけれども、今、閉館時間を5時を7時にとか、例えば、近隣のある市でも昨年12月に10時までにして市立図書館をスタートさせたという市がありますけれども、駅に近い中央図書館で、非常に立地がいいですし、現在の生涯学習する、夜型人間が多いというか、そういう時代では、閉館時間がもう少し将来、民間委託によって遅くなるようなことが可能でしょうか。

高橋教育部長。

**高橋教育部長** 私どもの方も、現在の状況でいいというふうには考えておりません。できれば、現段階から2時間ほどの延長はなるべく早急にしたいと思っております。これは、特に地区館の場合には、現在、5時まででございますので、もうちょっと遅くまでできないかというのがございますので、できれば2時間。また、開館日等もなんとか広げていけるような状況を考えていきたいと思っております。

**古木委員長** よろしくお願ひします。ありがとうございました。

ほかにご意見。牧野委員。

**牧野委員** 今の時間とか開館日についての拡大というのは、確かに必要なことだろう。日々いろいろな事業もしくは勤労時間等々によって変化しているんですけれども、必要なんですけれども、本当にそういうことをやるのが図書館の質が向上したと言えるのかどうか、かなり疑問があるんです。中身の問題だろうと思うんですよ。図書館運営、図書館の理念というものがあるわけですから、そのものを向上させていくということは私は非常に大いに結構なことだと思いますけれども、時間が延びたから、時間が短くなったからとか、開館日が長短があったという問題よりも、もっと、例えば立川市の場合に、一番私がよかったと思うのは、起業家の方たちのコーナーを設けたり、幼児の方を充実したり、そういう図書館内のいろいろな部分を拡充もしくは充実していくことが、より専門性も高まるということがあると思うんですよ。

例えば、夏休みなんかは、図書館に行けば、中学生あたりも小学生も勉強に来てますよね。例えばああいう中に、ちょっとした指導員が一人はいることによって、かなりまた違った充実度合いができるんだらうな。そういうふうな時間の長短だけで考えていくのでは、どうもじっくりしないんですよ。質の問題なんですね。それをどうしていくかということは今後考えていかなければいけないのではないかと考えていますので、その辺はお考えかなと思いますので、もしあったら。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** おっしゃるとおりでございます。ただし、時間の部分につきましては、最低限度、今、社会的に図書館自身も非常に利用する方々のことを考えると、一定の時間は最低限だろうと思っております。同時に、併せて今の市民サービスの向上ということがあろうと思っておりますが、参考例でございますけれども、現状としては、立川市の図書館、正規の職員が55人おりました、23人、司書職がおります。半分弱というところでしょうか。そういう状況の中で、この指定管理者を導入して75%を司書でやるようにという状況で比べて

みたり、千代田の図書館については、ビジネス支援というのを非常に力を入れてやっておりまして、回りの社会状況というのがありますから、立川市がそのまま入れていかどうかというのは、これから検討しなければいけないんですが、ビジネス支援の問題についても、時間内というよりも、5時以降も非常に利用が多いということもありますので、言ってみれば、質の向上というのはそういう意味も含めて、時間延長だけをやればいいというふうに私どもも思っておりませんで、時間延長と同時に、立川市にとって、地区館を今考えていますから、地区館の場合のサービスはどんなことがいいのか。これも指定管理者の中の例にあるように、地域とのつながり、地域の特長性を考えた、こうしたものをある程度検討していくべきだろうというのがありますので、十分その辺も考えて、専門性も持ちながら、また、地域とのつながり、地域性というものも生かしながら、こういうような図書館を今後つくっていききたいなと思っております。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** まさに牧野委員おっしゃるように、これは一つの市民サービスのほんの一部でありまして、指定管理者に管理をお願いするようになったにしても、立川市の図書館、要するに生涯学習の資源として、あるいは市民が知的な満足を得るための資源として、立川市として図書館をどうしていくのかという将来性の構築なり何なりというのは、市がきちり位置づける必要があると思いますね。ですから、運営をすべてお任せじゃなくして、そういうところで市がやるべきことをきちり持っていかなくてはいけないし、ましてや時間延長もそうですけれども、蔵書の充実とか、レファレンスの充実だとか、いろいろな部分で最大限現状を維持しながら、さらに充実を図っていくというような将来方向というものを持って、それでもって指定管理にしてくれということではなくてはいけないと思っています。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 立川の場合、誇れるのは、レファレンスは非常に他の図書館と比べて充実しているだろう。あれは、中央にしかないものですから、地方でのレファレンスが一部広がっていますけれども、地域ですとか、利用者等の場所によっては、そこを重点的にレファレンスを活躍するとか、千代田区がやっているビジネスのああいうようなものをどこかでやるとか、あるいは障害者に対する電子的なサービスをしてあげるとか、そういうものも今言ったように、内容の問題で勝負していくというのがこれからの図書館の大切なお仕事だろうなと思っています。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 現在のレファレンスの部分のことですが、よりよいレファレンスをしていくためには、それなりの蔵書といたしますが、一定の基礎資料がそろわないと。ということは、一定のスペースがないとできない部分というのがあります。その辺では、今、ある程度レファレンスの充実のためには、かなり限定されてしまうことはしょうがないかなと思っております。

ただ、今お話のように、電子の部分を活用した部分とか、地区館でもできることはありま

すので、やっていきたいなと思います。

そうしたことも併せて、先ほど教育長の方からお話があったように、できれば、この次の協議会には、どういう図書館にしていきたいのか、どういう図書館にしていきたいのか、この辺のところを御議論いただくべく、私どもの方も何かたたき台になるようなものを次の協議の資料としてはご提出申し上げたいと思います。

**牧野委員** 分かりました。

**古木委員長** ありがとうございます。大変有意義なご意見を出していただきまして。

大澤教育長。

**大澤教育長** 17 ページに基本的なステップがありますけれども、今日、図書館長から説明してもらった図書館の見直し方針というのは、一番上にある市としての考え方（見直し方針策定）というもので、これを説明していただいていると。これからのステップとすると、教育委員会でいろいろ協議をしていただくのと歩調を合わせまして、議会に見直し方針の説明をする。それから、図書館協議会、あるいは市民にパブリックコメントということで説明をしていく。そういういろいろな意見をいただいたものをまた踏まえながら、教育委員会で検討して、最終的に意思決定をする、そういう段階を経たいと思っていますので、よろしく願いいたします。

**古木委員長** 委員の皆さん、よろしく願います。そういう手順を踏むということでございます。

それでは、協議の2番、図書館の見直し方針については、藤田図書館長から説明のとおり、一応皆さんにご意見を拝聴いたしましたので、この辺で質疑を終わらせていただいでよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

**古木委員長** では、協議の2番については、一応これで終了させていただきます。ありがとうございました。

## 報 告

### （1）立川市教育委員会の教育目標の文言の一部修正について

**古木委員長** では、次に報告にまいります。報告6件ございます。1番、2番は、総務課長の担当でございますので、渡邊総務課長より、教育委員会の教育目標の文言の一部修正と学校施設のアスベスト対応につきまして、ご説明をお願いいたします。

**渡邊総務課長** それでは、報告の第1点目、立川市教育委員会の教育目標の文言の一部修正についてご報告をさせていただきます。

現在の教育目標は、平成14年の教育委員会決定に基づき施行をされております。本来は、こういう一部修正であったといたしましても、教育委員会にお諮りして行う事案ではありませんが、今回の修正場所は、学校教育法の改正及び教育委員会組織の一部改正に伴う、必要最小限度の文言の修正及び名称の修正を行ったことということで、ぜひご理解をいただきたい

と思います。

資料の4ページをご覧いただきたいと思います。1ページ目から3ページ目につきましては、ここについては一切修正はございません。4ページ目の施策の方向の5、障害のある子どもたちが個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、旧の方は「心身障害教育」の充実を図るということになっておりましたが、これは学校教育法の改正によりまして、「特別支援教育」ということに修正がかかっておりますので、これに基づき、立川市の教育方針も修正をするということでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。この施策の方針の2につきまして、改正前につきましては「生涯学習センター等」となっておりましたが、これは先般の教育委員会の組織の一部改正に伴いまして、「生涯学習推進センター」という名称になっておりますので、このように修正していく。

それから、次の行の市民の学習活動という後段に、「たちかわ市民交流大学等を支援し」ということで、「たちかわ市民交流大学等を」という文言を付け加えるものでございます。

それから、最後になりますが、6ページ目の、これも施策の方針の7番、一番上の行ですが、改正前は「公民館の機能を生かして」となっておりますが、これは「地域学習館の機能」ということで名称の修正を行ったものであります。

以上のことから、今回の修正につきましては、教育長の専決で行ったことをぜひご了解をいただきたいと思います。

なお、本市の教育目標も前回の改正からおおむね5年を経過しておりますので、今後、平成20年度中、来年度中に全面改訂をすべきと考えておりますので、この辺につきましても重ねてご了承をいただくようお願いいたします。

以上でございます。

古木委員長 ありがとうございます。

## 報 告

### (2) 学校施設のアスベスト対応について

古木委員長 では、報告2番、学校施設のアスベスト対応につきまして、渡邊総務課長よりお願いいたします。

渡邊総務課長 それでは、報告の2番、学校施設のアスベスト対応についてご報告をいたします。

立川市の学校におけるアスベストの対策につきましては、平成17年度にすべての学校を調査をいたしまして、そのときの基準値以上と特定された学校につきましては、第六小学校及び新生小学校の機械室、それと南砂小学校の校舎階段裏壁面部分に基準値以上のアスベストが含有されているという調査結果に基づきまして、すべて昨年までの間にこの3校につきましては、アスベストの撤去工事は既に完了しております。

今回、本年の1月5日に新聞報道されましたことによりまして、この報道によりまして、



国内では、今まで未使用とされていたトレモライト等 3 種類を含むアスベストが都内の公共施設から検出されたという報道に基づきまして、本市といたしましても、いち早く学校施設につきましても、立川市のすべての施設につきましても、再点検の着手をしておりました。今回、その調査結果が出ましたところ、教育委員会の所管としましては、西砂小学校の北側校舎及び上砂川小学校の校舎の、これは両方とも階段裏の壁面部分に基準値以上とされる値のアスベストが確認されたところでございます。これは、前回やりました南砂小学校と同じ状況と確認をしております。

このことを受けまして、教育委員会は、先週の土曜日、日曜日の 2 日間を駆けまして、児童に対する安全配慮のためということで、壁に直に触れたりするようなことがないように、当面の間につきましては、暫定措置を講じております。

それからまた、西砂小学校につきましては、当該のアスベストの含有している階段につきましては、閉鎖が可能ということで、学校長とも協議をいたしまして、別のところを使えば、特に学校の運営には問題ないという判断が出ましたので、完全な本格的な撤去工事が終わるまでは、西砂小学校のアスベストが含有している階段につきましては、使用禁止ということの措置を講じております。

また、上砂川小学校につきましては、こちらも点検に参りましたが、多少物をぶつけた跡というものが見受けられましたので、上砂川小学校は児童数が非常に多い学校ですので、今後、安全に万全を期すという意味で、全面的に階段裏を囲い込みを行いたいと考えております。この工事につきましては、おおむね 3 月末までに完了させるという考えでおります。

それから、本年の夏季休業期間中に本格的に除去工事を行うということで、今もう既に準備に入っております。

それから、これも土曜日に検査をいたしました空気中の環境調査の結果が本日出まして、その結果からは、通常の大気中のアスベストの状況と変わらないという測定結果が出ましたので、現状のまま、安定した状態を保っておけば、石綿繊維の浮遊はないと。特段問題になるような状態ではないと判断をいたしております。

また、両校の保護者に対しましては、2 月 21 日付けの教育長通知をもちまして周知をしております。その後、その周知に対しまして、上砂川小学校につきましては、数名の保護者の方から教育委員会また学校の方に、詳しく教えてくださいというような問い合わせが入っておりますので、これにつきましては、教育委員会としてもきちっとした対応をとっております。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。本件、特にご質問ございますか。夏休みでないと、短い休みではできないと。春休みでできないのかという保護者からの問い合わせもあったようですけれども、やはり長期の工事日数がかかるので、夏季の休みになってしまうということです。牧野委員。

**牧野委員** 今、3 月末のという話がありましたよね。囲い込みをするという。そういう意味

では、確かに完全の工事というのは夏休みに全面的にやるけれども、少しずつその措置をとっていくということには間違いのないわけですね。だから、親の方としては、何もしないで夏休みまで放っておくということではありませんから、きちんとそこのところを確認をしておかないと、誤解を招いてしまうから、今の委員長の発言だと、夏休みまで放っておくという感じの中身に聞こえてしまうので、そうじゃないんですよ。3月にはきちんとやりたいんだ、しっかりとした工事は7月にやりますよと、こういうことを確認しておかないと、大きな健康問題ですから、親の方としては心配しますので、確認はしっかりしておいた方がいいと思うんですね。

**古木委員長** 渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** ちょっと私も言葉が足りなかったかもしれませんが、まず、今回やりましたのは、第1段階目の暫定措置。それから、上砂川小学校につきましては、第2段階の措置として3月までに囲い込みの工事を行う。第3段階としまして、今年の夏休み中にすべての撤去工事を行うということで、上砂川小学校については3段階、西砂小学校につきましては、その階段は使うことをしなくても授業に差し支えないということですので、特に子どもについては立入禁止の措置をとります。ですが、入らないとは限りませんので、第1段階の触ったりするようなことができないような措置は同時に今回やっておりますので、そういう意味でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。

## 報 告

### (3) 平成20年度食教育年間指導計画について

### (4) 食教育支援指導に係る学校給食課指針について

**古木委員長** それでは、報告の3番にまいります。平成20年度食教育年間指導計画につきまして、石井学校給食課長よりご説明をお願いいたします。

**石井学校給食課長** 学校給食課から2件の報告をいたします。

3番、平成20年度食教育年間指導計画についてと、4番の食教育支援指導に係る学校給食課指針についてでございますけれども、2件関連してありますので、続けてご説明をさせていただきます。

2件とも学校給食課が所管しております食教育事業推進検討委員会において策定したものでございます。食教育事業推進検討委員会は、児童・生徒が食に対する関心を高め、その重要性を理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身につけるための食教育支援指導の確立を目的として、平成17年度に設立した委員会でございます。

平成19年度は、八小の校長が委員長でございまして、副委員長は学校給食課長、委員は四小の校長先生、十小の副校長を初めといたしまして、食に関連する各教科の部会から教諭と指導課主事、学校給食課栄養士の20名で構成しております。

まず、平成 20 年度食教育年間指導計画についてご説明いたします。

これは、同委員会において、学習指導要領の記述や、教科書等の内容についての検討を行いました。小学校における食に関する指導に関連する教科等の名前、単元名、その時間数を抽出したもので、各小学校が平成 20 年度の各教科等の年間指導計画作成の際に活用していただきまして、食に関する指導の充実に役立てていただきたいと考えて作成したものでございます。また、3月の校長会において配付を予定しております。

2 ページ以降でございますけれども、これにつきましては、各教科についての学年、学期ごとに載せてございます。その全教科をまとめたものが 1 ページの一覧として掲載してございます。

なお、1 ページの四角い枠で囲ってあるものにつきましては、この後申し上げますけれども、食教育支援指導に係る学校給食課指針に基づく栄養士による支援が可能な単元でございます。

続きまして、4 番でございます。食教育支援指導に係る学校給食課指針についてご説明いたします。

現在、学校給食課では、食の専門家である栄養士が、学校の各教科において、教諭と一緒にチームティーチング形式で教壇に立ちまして、給食を活用し、食の重要性などの指導を行っております。

平成 17 年度は小学校 10 校で 29 回、平成 18 年度は小学校 14 校で 77 回、19 年度は、小学校 19 校、中学校 1 校で、計 111 回を実施いたしました。

17 年度から試行で開始いたしまして、3 年間経過いたしまして、その効果等の確認がとれましたので、同委員会におきまして、食教育支援システムに係る学校給食課指針という形で策定いたしまして、今後、この指針に沿って実施を継続していきまして、この充実に努めていきたいと考えておるものでございます。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。3 番、4 番につきまして、一括してご説明いただきましたけれども、何かご質問ございますか。大澤教育長。

**大澤教育長** 20 年度の食教育年間指導計画、これは学校の教科の中で展開をしていくということですね。

**石井学校給食課長** そうです。

**大澤教育長** それともう一つ、学校給食課の指針で、これは学校給食課が主体的に指導するということですね。その学校給食課の指導の中には、年間指導計画みたいなものがあるんですか。

**石井学校給食課長** 教科の中には入っております。ですから、計画が何回という話ではないんですけれども、実施校数として 20 校で、全校実施したいと。回数につきましては、学校との協議において、どうしても授業に入りますので、具体には何回できるというのは学校との調整でございますので、極力回数は増やしたいと。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 横の 11 ページものがありますね。これは主に学校教科等でもって食教育をということだよね。私が今聞きたかったことは、給食の時間も指導していますよね。その給食の時間の指導には、指導計画というのがあるんですかということです。

**古木委員長** 石井学校給食課長。

**石井学校給食課長** 給食の時間につきましても、食教育支援指導に係る指針の方でやっております。給食時間も 1 教科という考えでございますので、その中で先生と一緒に入っていくということでございます。要するに、給食時間につきましても、食教育支援指導に係る学校給食課指針に基づいてやっておりますけれども、実際の回数というのは、できる限り入っていきましようという形でございます。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 例えば、栄養士さんが学校との調整で、給食が 200 日のうち 20 日なら 20 日、学校に入ったと。20 回のうち、この日はこういうお話をするとか、この日はこういうようなことをもとに、子どもたちに食に対する教育をするだとか、そういう具体的な計画、そういうものがあるんですか。

**古木委員長** 石井学校給食課長。

**石井学校給食課長** それにつきましては、指針の裏ページでございますけれども、支援指導内容というところで 3 つの項目を挙げております。この内容につきまして、学校と調整をしながら、その都度やっていくという形でございます。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 今のは、擁護するわけじゃないけれども、各学校の学校給食担当者、今、栄養教諭はまだ学校に配置されていませんから、そういう方々が本校の、例えば食育指導の中の部分では、3 月ならこういう指導、5 月ならこういう指導というふうな、学年に応じた指導内容、講話資料というのはきちんとつくってあると思います。例えば、一小から八小ですか、自校給食は。その自校給食の場合、栄養士さんと栄養担当教諭との会話の中で、各学校ごとに 1 時間ずつ。もしくは、学校によって違いますけれども、それは別にして、つくっていると。それは本当は、統合して教育委員会がもらってもいいんですね。各学校がつくったものを。それで、市のものとして保管しておくことも必要なのかな。そうするれば、今の教育長の話の中のものにはクリアできるかなという気がするんですね。

もう一つ追加なんですけれども、今度、新しいこういう指導要領ができました。この指導要領ができた中で、新しい指導計画と、この指導要領との関係というのは、多分これができる前だろうから、やっていないだろうと思いますので、それをチェックしながら、新しい指導計画を作成して行って、修正しながらつくっていただければいいかなと思います。

**古木委員長** 石井学校給食課長。

**石井学校給食課長** ここで新しい指導要領、確かにできました。検討しているときにはまだその辺は入っていなかったと思います。ですから、そこまでの見込みはできておりませんで

した。ただ、内容的に、これを参考にできると私も解釈でおりまして、単元的なもの、名称は明らかに違うところ、明らかではないんですけども、違うところはございますけれども、参考になるものであるんじゃないかと考えております。

**牧野委員** 細かいことは言いませんけれども、見ていただければわかると思います。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** 現実には、栄養士の方が年間に数回、目標としてそういった具体的に指導するというような形で学校の中では進められてきたかなと思います。個別に学級においての指導については、学級の担任の先生の指導に任されていたのかな。その中で、栄養士と教員との中での連絡、個々の学校の中ではそういったやりとりが多く行われる学校とそうでない学校というのはあったのかなというのを実感しました。

今、大澤教育長がおっしゃられたように、もう少し具体的に、これは教科の中で指導するのと、あと、実際に給食の時間は先生はそちらにいて、指導しなければいけないということだけは、保護者にも伝わっていますけれども、じゃ、具体的にどのような内容で、どのように進めているかというのはわからないので、まだ一步そのところも具体的に見える形になるといいかなと思います。

特に、食べることに關しては、かなり今、個人差も出ていますので、指導の方法が先生によって随分違っているという事実もありますので、併せてそのあたりは見守っていかれるといいと思います。

**古木委員長** 石井学校給食課長。

**石井学校給食課長** 教科等ございまして、実はその中で単元がございまして、あと、マニュアルというのがつけられております。それに基づきまして実施の方はしております。あらかじめ教員の方とその辺の調整はしております。

給食時間につきましては、一小から八小まで単独校であります。残りは共同調理場校でありますので、調整の方で時間的な調整がございまして、栄養士の方も実際の栄養士業務をやりながら、そこで調整をしますということと、あと、学校との関係もございまして、どうしても給食時間に何回という話になると、事前に計画がとりづらというのが現状ではあります。ご指摘いただいたとおりでございます。ですから、極力そういったことで、給食時間については、回数を増やすような形で検討したいと思っております。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** ありがとうございます。もう少し細かく言いますと、例えば、実際に食を口にするわけですので、実感するものとしての教育ができる、教育といいますか、しつけに関わる部分も多いかなと思いますので、そのしつけ、個人的ないろいろな感覚の違いが担任の先生によって違いが多く見られることもあるので、その辺を埋めるようなものが何かつくるといいのかな。

もしかしますと、これはやってほしいとかということではなくて、教科に対してTTですとか、サポートの体制ができていますけれども、食育に關しては、給食の時間に担任の先生



ければ子どもたちも喜ぶますし、今、コミュニケーションという言葉が出てきましたので、いろいろな大人とのコミュニケーションをとるためには必要な場面かな。だから、そういうものも振っていただければ、教育委員としては行きますのでというお願いです。

**古木委員長** 二、三ありましたけれども、もっと。貴重なご意見をありがとうございました。では、学校給食、食教育についてのご報告を終わります。

## 報 告

### (5) 第27回立川・昭島マラソン大会について

**古木委員長** 報告5番、第27回立川・昭島マラソン大会につきまして、ご説明をお願いいたします。田中体育課長。

**田中体育課長** それでは、第27回立川・昭島マラソン大会についてご報告申し上げます。

まず、概要と応募状況等をご説明申し上げたいと思います。

第27回立川・昭島マラソン大会は、平成20年3月9日の日曜日に開催されます。

この大会のメインレースであるハーフマラソンを昨年と同様、陸上自衛隊立川駐屯地の滑走路をスタートし、その後、滑走路を2周した後に、同駐屯地及び昭和記念公園の外周道路を1周し、昭和記念公園の立川口から同公園の中に入り、同公園内を1週半走り、ゴールするという設定で開催されます。

種目及びスタート時間ですが、ハーフマラソンにつきましては、21.0975キロメートルで、9時半スタートという形になっております。10キロにつきましては、10時50分のスタート、3キロにつきましては、3コースに分かれていまして、10時50分、12時5分、12時20分の各3回のスタートという形になります。

また、サブ種目のファミリー駅伝につきましては、3人1組で約800メートルのコースを5週する形で実施します。

なお、この大会は、第11回の日本学生ハーフマラソン選手権大会を併催して実施され、ハーフ及び10キロについては、日本陸連公認コースという状況のもとで行われます。

次に、応募状況につきましては、今回、第27回大会につきまして、ハーフマラソンにつきましては3,496人、昨年在2,414人でしたので1,082人の増、パーセンテージで言いますと30.9%の増という形です。

10キロメートルにつきましては、今回が2,016人、昨年の状況が1,315人、701名の増で、パーセンテージにしますと34.8%の増。3キロにつきましては、今年度が1,821人、昨年度が1,469人、352人の増で、19.3%の増。この小計は、トータルが7,333人、昨年のトータルが5,198人、2,135人の増で、29.1%の増という形になっています。

ファミリー駅伝の状況ですが、今年度が255人85組、昨年が237人79組、6組で18人の増、これが7.1%の増という形です。合計で申しますと、7,588人、昨年の合計が5,435人、トータルで2,153人の増で、全体の中では28.4%の増という状況になっております。

なお、当日は中央南北線とか大山道、その他周辺道路で午前9時半から11時ごろまで交通

規制が行われますので、この辺は十分に周知して対応してまいりたいということでございます。

報告は以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。ご質問はございませんか。田中課長、開会式とか、当日、教育委員の皆さんは何時ぐらいに伺わなければいけないとか、ございませんか。田中体育課長。

**田中体育課長** 当日、特に式典というような形は実施しませんので、9時半以降11時半ぐらいまでの間に一度来ていただいて、どういう状況で実施されているかということをご覧になっていただければいいかなと思います。特に必ず来てほしいということではございませんが、実施状況を見ていただければと思っているところです。

**古木委員長** ありがとうございます。ご質問ございませんね。

〔「はい」との声あり〕

## 報 告

### (6) 保存本検討会報告について

**古木委員長** では、報告、最後になります。報告6番、保存本検討会報告について、お願いいたします。藤田図書館長。

**藤田図書館長** 中央図書館の保存館の現状について報告いたします。

中央図書館4階には保存館があり、収集した資料の引き抜き後、原則、1タイトルにつき1冊は保存していましたが、最近は保存館の余裕がなくなり、旅行ガイドと家庭の実用書については、古い資料には利用価値がないと判断して、一律除籍対象資料としてきました。開設当初、この保存館の所蔵可能冊数は12万冊としておりましたが、書架の棚を増設するなどして、現在は15万冊弱を収蔵しております。2~3年は保存館の書架不足問題は解消しますが、今後、年平均8,000冊を収蔵していくことを考えると、20年間では最低16万冊が収蔵可能な保存館が必要となってきます。この現状を皆さんにご報告いたします。

今後、図書館としては、来年度に図書館協議会に諮問し、答申を受けて、市の長期計画等に乗せていきたいと考えております。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。ご意見、ご提言、ご質問ございませんか。牧野委員。

**牧野委員** 保存庫を見せていただいた者としてお話ししますが、見た瞬間、すごい保存の冊数がずっとありまして、大変よく整理されながら保存されているのを見学させていただきました。スペースを見ていますと、本当はないんですね。そういう意味では、空いている施設、市のどこかあれば、そういうところにもう一つ別の、今提案されようとする保存庫を持っていかないと、ここ何年かでもう入らなくなってしまうのではないかと、そんな心配がします。これは、市としても考えていただかなければいけない部分。ですから、大いに図書館協議会で議論していただいて、提案をしていただければ、我々の方でまた検討し、で



きるだろうなと思っていますけれども、ぜひ協議会での検討を待っているという状況だと思います。

**古木委員長** 藤田図書館長、ただいま牧野委員のご提言で、図書館協議会でぜひそういうご意見を、強いご意見を出してください。図書館ではございませんけれども、歴史民俗資料館などもそうですね。各篤志家から預かっている立派な資料が、入り切れないくらいですね。

では、もう一度まとめて、今までの報告についてよろしいですね。

では、ご報告を終わりました、その他に移ります。

### その他

**古木委員長** その他につきまして、樋口指導課長よりお願いいたします。

**樋口指導課長** それでは、私の方から、昨日 2 月 26 日火曜日の新聞各紙で報道がございましたように、政府は 25 日、教育再生会議の後継となる教育再生懇談会のメンバーを発表いたしました。全員で 10 名でございますけれども、その中で現場の公立学校の教員としては、10 名のうち 1 名ですが、立川市立第九小学校、菅原眞弓教諭が教育再生懇談会のメンバーに選ばれましたので、改めてご報告をさせていただきます。

選ばれた経緯、概略だけちょっとお話をさせていただきますと、平成 18 年 10 月に宮崎県で「全国のスーパーティーチャーと語ろう～授業力・教師力を向上をテーマに～」という会合が行われまして、東京都の代表でだれかをということで、国から推薦がありまして、特別支援教育に関する東京教師道場の助言者を行っている菅原先生を都教委が推薦していただいて、この会合に菅原教諭が参加いたしました。そのことが国の関係者から大変評価されて、今回の経緯に結びついたと、そのように私ども伺っております。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。大変名誉なことでございますが、牧野委員、何か。

**牧野委員** この方は前に大臣賞をもらっていますし、そういう意味では、特別支援学級の代表的な教員の一人だろうと思います。

**古木委員長** 大変名誉なことでございますね。

### 閉会の辞

**古木委員長** 以上で本件の案件がすべて終了いたしました。

次回は、3 月 13 日木曜日、13 時 30 分より第 5 回定例会を開催いたします。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後 2 時 5 5 分閉会

署名委員



委員長